

(様式第4号)

上田市上下水道審議会 会議概要

1 審議会名	令和3年度(第7期)第6回上田市上下水道審議会
2 日時	令和3年7月26日 午後1時30分から午後2時50分まで
3 会場	上田市役所新本庁舎2階 202、203会議室
4 出席者	荒川委員、飯島委員、内川委員、大口委員、梶村委員、金井(和)委員、工藤委員、小市委員、甲田委員、下村委員、高橋委員、西澤委員、布施委員、堀内(育)委員、堀内(吉)委員、松崎委員、渡辺委員
5 市側出席者	三浦上下水道局長、田中経営管理課長、堀内サービス課長、関上水道課長、小井土上水道課上水道担当政策幹、嶋尾下水道課長、芳池浄水管理センター所長、杉浦丸子・武石上下水道課長 (以下経営管理課) 橋詰課長補佐兼経理担当係長、堀内経理担当係長、嶋田課長補佐兼庶務係長、庶務係池内主事
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	1人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和3年7月30日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

- ・ 昨年の審議会では、料金改定について熱心に御審議いただいた。
- ・ 本日の審議会では、料金改定についての広報案や水道事業の広域化、広域連携についてなどを事務局から説明してもらう。今後の上田市上下水道事業の中でも重要な事業となるので、十分な御審議を本日もよろしくお願ひしたい。

3 人事通知書交付

○自治会長改選に伴う委員変更により、事務局から新委員へ人事通知書を交付

4 審議委員自己紹介

5 上下水道局出席者自己紹介

○三浦局長あいさつ

- ・ 昨年の審議会では、9月に料金改定について諮問し、4回にわたり熱心に御審議していただき、本年1月に水道料金を平均改定率8.3%引き上げる答申をいただいた。御多忙の中、短期間で審議し、意見を取りまとめていただき改めて感謝申し上げます。
- ・ 先日の6月定例会では、料金改定に関する水道条例の改正について上程し、議会の承認を得た。
- ・ 10月1日からは水道料金のうち、基本料金を改定します。今回の審議会では、水道料金の改定に向けた広報うえだ9月号に掲載予定の原案について説明させていただくので御意見をいただきたい。
- ・ その他、水道事業の広域化、広域連携なども説明させていただく。コロナ禍なので、会議が短時間で終わるように努める。
- ・ 令和4年は下水道供用開始から50年、令和5年は水道供給開始から100年という節目の年を迎える。今後も、引き続き安全安心な施設運営に努めますのでよろしくお願ひしたい。

6 議題

(1) 水道料金の改定について

○事務局から資料1、補足資料に基づき、水道料金の改定について説明

・委員からの意見・質疑応答は以下のとおり

(委員) 現在、上下水道料金の支払猶予の状況はどうなっているか。

(事務局) 昨年の4月から支払猶予を行っており、累計は68件で5,520,000円余となっている。昨年10月以降は新規の相談がなく、6月末時点では6件で278,000円余の支払猶予を行っている。

(委員) 広報誌案について、内部留保資金の推移など具体的なグラフを加えてほしい。広報誌への掲載が難しいのであれば、ホームページ等を活用して市民に示してしてほしい。

(事務局) 誌面に載せることは難しいと思うので、ホームページ等で説明できるようにしたい。文章の中で、内部留保資金について触れられるようにしたい。

(2) 水道事業の広域化、広域連携について

○事務局から資料2-1、2-2、2-3に基づき、水道事業の広域化、広域連携について説明

・委員からの意見・質疑応答は以下のとおり

(委員) 広域化の有効性について分かったが、今後広域化を進めていく方向なのか。

(事務局) それぞれの事業体から集めた資料を基に厚労省で検討した結果、地域全体では広域化による効果(メリット)があると試算している。上田市にとって本当に広域化の効果(メリット)があるのかを今後立ち上げる研究会で確認していく。

(3) 染屋浄水場の更新計画について

○事務局から資料3-1、3-2、3-3、パンフレットに基づき、染屋浄水場の更新計画について説明

・委員からの意見・質問はなし

(4) し尿前処理施設について

○事務局から資料4に基づき、し尿前処理施設について説明

・委員からの意見・質問はなし

(5) 料金センターについて

○事務局から資料5に基づき、料金センターについて説明

・委員からの意見・質疑応答は以下のとおり

(委員) 口座振替の人も電子決済できるのか。

(事務局) 納付書を用いて現金納付される方のみが電子決済できる。

(委員) 高齢者等で電子決済に不慣れで利用できない人は従来通りなのか。

(事務局) 税金も電子決済できるようになるため、それに合わせて電子決済を導入した。また、滞納を防ぎ、収納率を向上させる効果も期待できる。現金納付の方は従来通りの現金納付ができる。

(委員) 現在何%の人が現金納付しているのか。

(事務局) 口座振替が80%で現金納付が20%となっている。

7 その他

○事務局から資料6-1、6-2に基づき、令和元年度東日本台風復旧状況について説明

8 閉会